平成２２年（フ）第５１３５号
埼玉県蕨市中央６丁目12―２―501
債務者　大竹　輝美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１３６号
埼玉県蕨市中央７丁目21―８―403
債務者　亀田美由妃
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１３８号
東京都小金井市梶野町５丁目６―13―203
債務者　土屋　清人
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１４１号
東京都杉並区高円寺北３丁目５―13―206
債務者　藤澤　光治
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１４２号
神奈川県横浜市神奈川区栗田谷14―18―402
債務者　荒竹　久幸
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１５９号
東京都八王子市山田町1690―30
債務者　北村　千春
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１６０号
東京都板橋区成増３丁目１―18　荻野荘
債務者　櫨元　惠子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１６２号
東京都立川市上砂町５丁目61―28―903
債務者　武藤　浩之
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１６７号
東京都八王子市犬目町914―３―204
債務者　秋元　美華
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１７９号
千葉県鎌ケ谷市南初富３丁目22―１　第１岡庭ハイツ６
債務者　西垣恵美子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９１号
横浜市南区大岡１丁目32番12号　いずみ荘３号
債務者　五十嵐ブレンダ（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３３号
横浜市戸塚区上矢部町229番地　ゾンネンシャルム101号
債務者　小巻　信夫
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５９号
神奈川県大和市中央林間４丁目16番15号　グリーンゲイブルス101号
債務者　上杉　典子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８３号
神奈川県綾瀬市寺尾西１丁目１番１―219号
債務者　片岡　良二
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６００号
横浜市金沢区並木１丁目３番４―103号
債務者　吉武　健至
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部